# 令和6年度 航空機騒音測定結果概要

(那覇空港)

日火					
I	航空機騒音対策の経緯・・・・・・・・・・・	•	•	•	
П	令和6年度航空機騒音測定結果(那覇空港周辺)		•	•	

Ⅲ 航空機騒音に係る環境基準について(抜粋)・・・・・ 7

1

令和7年9月 沖 縄 県

## I 航空機騒音対策の経緯

## 1 主な出来事

・昭和58年3月 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定(那覇空港)

## 環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準(旧)

地域類型	WECPNL <sup>※</sup> (うるささ指数)	備考				
I	70以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。				
П	75 以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に 適用する。				

<sup>※</sup> 国際民間航空機関 (ICAO) が提唱した航空機騒音の評価の単位。略称「W値」、一般に「うるささ指数」と呼ばれている。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日のうるささ指数を算出する。

一日を4回(午前0~7時、午前7時~午後7時、午後7時~10時、午後10時~午前0時)に分け、夜間や深夜・早朝は補正増を行う。WECPNLが大きくなるほどうるささの程度が増す。

### ・平成9年3月 航空機騒音常時自動測定オンラインシステムの導入

航空機が発する電波(トランスポンダ信号)をとらえることにより航空機騒音の判別を行い、測定したデータを各測定局から光回線等を通して中央監視局(沖縄県庁)に送信し、集計処理を行う。

## ・平成22年3月 軍用機・民間機識別機能の導入(システム更新)

航空機が発する対地距離測定電波の差異により軍用機・民間機の識別を行っている。

## ・平成25年4月 改正「航空機騒音に係る環境基準」の施行

環境基準の評価指標が WECPNL から Lden\*へ変更

# 環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準(現行)

地域類型	∟ den <sup>*</sup>	備考
I	57dB 以下	もっぱら住居の用に供される地域に適用する。
П	62dB 以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域に 適用する。

<sup>※</sup> 時間帯補正等価騒音レベル。離着陸する一機ごとの騒音を測定し、発生時間帯を考慮した一定の補正を行って一日の騒音の大きさを算出する。Ldenの「den」は、day、evening、nightを表す。

一日を3回(午前7時~午後7時、午後7時~10時、午後10時~午前7時)に分け、午後7時~午前7時の夜間・早朝は補正増を行う。Ldenが大きくなるほど、騒音の大きさが増す。

## Ⅱ 令和6年度航空機騒音測定結果(那覇空港周辺)

## 1 測定局

沖縄県設置4局、豊見城市設置1局(計5局)(図N1)

# 2 測定結果

## Lden について(図N1~N2、図N5、表N1~N2)

5 測定局中、与根局の1局で環境基準を超過しており、その値は59dB(基準値57dB)であった。

なお、与根局における民間機・軍用機別のLdenを算出すると、民間機 58dB、軍用機 51dB であった。

## (2) WECPNL について(図N3、図N5、表N1~N2)

平成 24 年度までの環境基準の評価指標であった WECPNL については、与根局及び具志局で旧環境基準値 (I型:70) を超える状況であった。

## (3) 1日当たりの騒音発生回数(図N4~N5、表N1~N2)

5 局中、豊崎局で観測された 132.4回/日が最も多く、前年度最多の同局の 129.0回/日から 3.4回/日増加した。

また、民間機・軍用機別では、全ての測定局で民間機による騒音が多かった。

## (4) 最大騒音レベルについて (表 N 1 ~ N 2)

最大騒音レベルの平均値については、与根局の77.4dBが最も高く、民間機・軍用機別にみると全5局で軍用機の方が高い値を示した。

最大騒音レベルの最大値については、与根局で令和6年11月に観測された100.3 dB が最も高く、軍用機によるものであった。なお、民間機・軍用機別では、5局中2局で軍用機の方が高い値を示した。

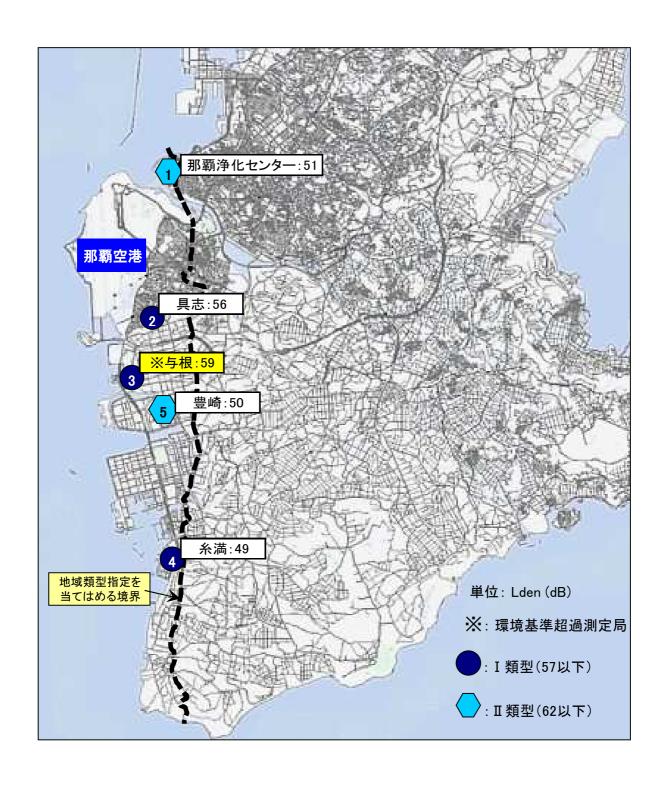
#### 3 まとめ

5 測定局中、与根局の1局で環境基準を超過した。

1日あたりの騒音発生回数は豊崎局の132.4回/日が最も多かった。

民間機・軍用機別では、騒音発生回数は民間機の方が多いが、最大騒音レベルの平均 値は軍用機の方が高い値を示した。

コロナ禍で那覇空港発着便の減便の影響を受けた令和2年度及び令和3年度は全5測 定局で環境基準を達成していたが、令和6年度は令和4年度から引き続き1測定局(与 根局)で環境基準値を超過していることから、那覇空港から発生する航空機騒音は周辺 地域住民の生活環境に対し影響を与えている。



図N1 那覇空港周辺における航空機騒音測定結果

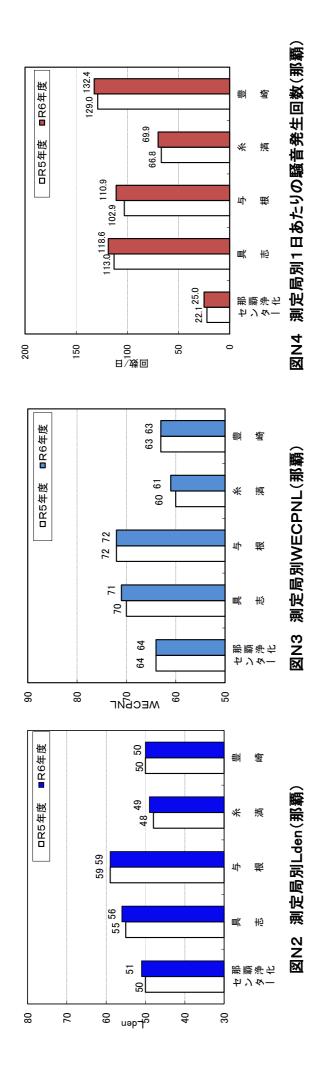
表N1 航空機騒音測定結果の概要 (那覇)

測定		365	365	365	365	365
当中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		~ R7.3.31	₹6.4.1 ~ R7.3.31	~ R7.3.31	~ R7.3.31	~ R7.3.31
1日あたりの騒音	継続累積時間	8分22秒 R6.4.1	38 分 20 秒 R6.4.1	38 分 32 秒 R6.4.1	33 分 20 秒 R6.4.1	50分8秒 R6.4.1
測定期間内	平均 Lnight(dB)	(53)	(32)	(41)	(30)	(53)
通	平 为 1	30	31	40	30	28
	測定期間内 平均値(dB)	(0.97) 0.97	(74.6)	(77.6)	68.1 (67.4)	67.4 (67.5)
手レベル	当 出 四 内	76.0	75.6	77.4	68.1	67.4
最大騒音レベル	測定期間内 最大値(dB)	98.3 (97.4)	(100.8)	(101.1)	94.5 (94.9)	(92.9)
	測定 最大(		99.1	100.3	94.5	89.0
たりの	生回数	25.0 (22.1)	118.6 (113.0) 99.1 (100.8) 75.6 (74.6)	110.9 (102.9) 100.3 (101.1) 77.4 (77.6)	(8.68)	132.4 (129.0) 89.0 (92.9)
1日あたりの	騒音発	25.0	118.6	110.9	6.69	132.4
測定期間内	/ECPNL	(64)	(01)	(72)	(09)	(63)
測定:	平均 WEC	64	1.1	72	19	69
測定期間内	平均 Lden(dB)	(50)	(22)	(59)	(48)	(50)
测定:	平均し	51	26	<u>29</u>	49	20
環境基準値	Lden (dB)	62	25	25	25	62
谱:	類型	п	I	I	Ι	п
	(管理者)	(沖縄県)	(治暢性)	(油暢供)	(沖縄県)	(豊見城市)
測定地点	測定局名	那覇浄化センター	罕 首	与 根	米	豐
	No.	-	2	ဗ	4	5

※ 測定期間内平均Ldenの下線付きの値は環境基準値超過を示す。

<sup>※</sup> 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。

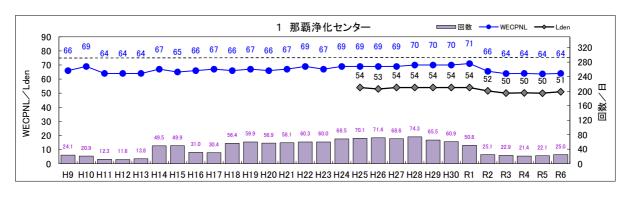
<sup>※</sup> Lnightは、0時~7時及び23時~24時の計8時間の平均でレベル算出した。

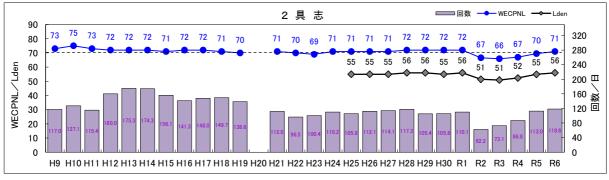


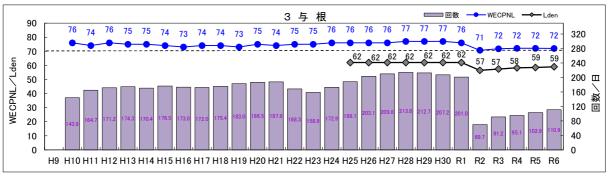
表N2 民間機・軍用機別の測定結果の概要(那覇)

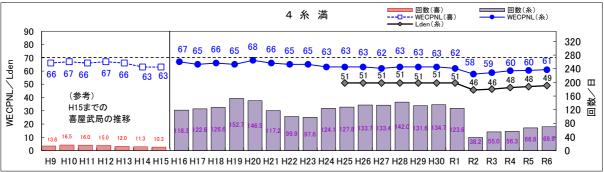
B)	軍用機	(78.0)	(78.5)	(82.6)	(75.1)	(68.8)
最大騒音レベル E期間内平均値(o	重	77.8	80.0	81.6	76.7	68.2
最大騒音レベル 測定期間内平均値(dB)	民間機	(74.4)	(72.3)	(76.2)	(66.1)	(67.3)
膨	習	75.0	72.8	2.97	2.99	67.3
IB)	軍用機	(97.4)	(100.8)	100.3 (101.1)	94.5 (94.9)	(92.6)
<b>왘レベル</b> 最大値(c	值	93.2	1.66	100.3	94.5	86.9
最大騒音レベル 測定期間内最大値(dB)	民間機	(94.9)	(100.6)	(100.2)	(86.4)	(92.9)
膨	民間	98.3	99.1	2.66	6.06	89.0
	軍用機	(7.4)	(25.1)	11.0 (11.1)	(3.4)	(9.1)
1日あたりの 騒音発生回数	俥	7.0	24.9	11.0	2.9	5.7
1日あ 騒音発	民間機	(14.7)	(87.9)	(91.8)	67.0 (63.5)	126.7 (119.9)
	民	18.0	93.6	6.66	67.0	126.7
压引	用機	(61)	(67)	(89)	(22)	(53)
明間 FECPNI	軍用	09	89	67	52	51
測定期間 p 平均 WECPNI	民間機	(09)	(99)	(02)	(29)	(63)
ī.	冒呂	62	<b>49</b>	11	09	63
乜	軍用機	(47)	(52)	(52)	(40)	(37)
朔間 P Lden	軍用	47	54	51	41	36
測定期間  平均 Lden	]機	(47)	(52)	(57)	(47)	(49)
K.	民間機	49	25	28	48	50
環境基準値	Lden	62	57	57	57	62
環境	類型	Π	I	I	I	п
測定地点	測定局名	那覇浄化 センター	員	与 根	米	中
	No.	1	2	3	4	5

※ 表中の()内の数値は前年度(令和5年度)の値を示す。

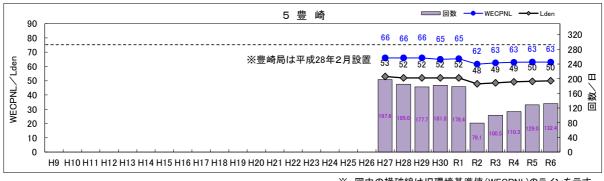








※ 糸満局の測定は平成16年度から開始。平成15年度までは喜屋武局で測定。



※ 図中の横破線は旧環境基準値(WECPNL)のラインを示す。

図N5 WECPNL、Ldenと1日あたりの騒音発生回数の年度別推移(那覇)

## Ⅲ 航空機騒音に係る環境基準について(抜粋)

(昭和 48. 12. 27 環境庁告示第 154 号) 改正 平 5 環告 91、平 12 環告 78、平成 19 環告 114

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
П	62 デシベル以下

- (注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル ( $L_{AE}$ )を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると 認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより 1 日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ ) を算出し、全測定日の  $L_{den}$  について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

## 算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_{i} 10^{\frac{L_{AE,df}}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{L_{AE,ef} + 5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,d}$ ;とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,e}$ ;とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,n}$ , kとは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE}$ をいう。また、 $T_0$ とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

## 算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_{i}10^{\frac{L_{\text{den},i}}{10}}\right)$$

- (注) Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。
- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び 自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。